氏名	郡　和子	山根　隆治					
住所	宮城県仙台市太白区緑ヶ丘二―一―二一						
生年月日	昭和三十二年三月三十一日						
選任年月日	平成二十八年五月十日						
氏名	城島　正光						
住所	東京都文京区千駄木四―四―四						
生年月日	昭和二十二年一月一日						
選任年月日	平成二十八年五月十日						
日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三四	三五	三四	三五	三四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三四	三五	三四	三五	三四
おおさか維新の会	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	浜田　和幸				
日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三五	三五	三五	三五	三五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三五	三五	三五	三五	三五
日本のこころを大切にする党	支部の数	三六	三五	三五	三五	三五	三五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三六	三五	三五	三五	三五	三五
生活の党と山本太郎となかまたち	支部の数	三九	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三九	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
日本を元気にする会	支部の数	一一	三	三	三	三	三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八	三	三	三	三	三
			届出年月日（平成二十八年五月十三日）	平成二十八年五月三十一日	届出年月日（平成二十八年六月一日）	届出年月日（平成二十八年六月八日）	届出年月日（平成二十八年六月十日）	届出年月日（平成二十八年六月十七日）

備考　右の日本を元気にする会は、政党助成法第五条第一項の規定により届出のあった平成二十七年一月一日を基準日とする政党の届出に係る同条第三項の規定に基づく届出事項の異動である。

日本を元気にする会	支部の数	九	一一				
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	八				
			届出年月日（平成二十八年六月十七日）				
民進党	支部の数	五三九	四八八				
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三九	四八八				
			届出年月日（平成二十八年六月十七日）				
生活の党と山本太郎となかまたち	略称	生活の党と山本太郎（せいかつのとうとやまもとたろう）	生活				
おおさか維新の会	支部の数	一〇二	六一				
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一〇二	六一				
			平成二十八年六月二十二日	届出年月日（平成二十八年六月二十七日）			

備考　右の日本を元気にする会は、政党助成法第五条第一項の規定により届出のあった平成二十七年一月一日を基準日とする政党の届出に係る同条第三項の規定に基づく届出事項の異動である。

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県いわき市鹿島町上蔵持字滝浪一八二、鹿島町下矢田字榎木内五九、小名浜島字館下四八、永崎字馬落前一一六の三、字橋出六一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県福島市町庭坂字上古屋二一の一、二一の一九、二一の二四、字蓬平一の一八、字中丸五の一、五の一四、五の一五、李平字侭根一の一、一の二、一の四、一の五、字沢小屋一の一、一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）